

院内感染対策に関する指針

独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院（以下「病院」という。）は、患者の皆様及び職員に安全で快適な医療環境を提供するために、感染対策の基本的な考え方を以下の通りに定める。

1. 病院感染に対する基本的な考え方

病院は、高度で安全な医療の提供のために病院感染対策の推進が不可欠であるとの認識を持ち、全ての病院職員が高い意識を持って病院全体で感染対策を実施する。

2. 委員会等の組織に関する基本的事項

- (1) 病院感染対策に関する意思決定機関として病院内各部署からの代表者で構成する感染対策委員会を毎月1回行ない、病院感染対策に関する事故を検討する。
- (2) 感染対策の実務的責任者として、感染管理者を任命し、病院対策の実施に関する権限を委譲する。
- (3) 感染管理者は、感染制御チーム及び看護部感染対策委員会と協働して実務を行う。
- (4) 病院感染対策を行う職員には、体系的な教育と訓練を受ける機会を与えるとともに、継続して必要な教育を受ける機会を与える。
- (5) 委員会の規定・役割については別に定める。

3. 職員研修に関する基本的事項

- (1) 感染防止対策の基本的な考え方及び具体的な方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催する。
- (2) 新人研修の他に、最低年2回は職員全体を対象とした研修を実施する。また、必要に応じて隨時実施する。
- (3) 看護部では、看護師・看護補助者など職種・レベルに応じた研修を最低年2回実施する。
- (4) 研修の参加人数、実施内容については記録に残す。
- (5) 医療従事者の基本的な感染対策の知識・技術を定期的に評価する。

4. 病院感染発生状況の報告に関する基本的事項

- (1) 薬剤耐性菌・市中感染症等の病院感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を感染対策委員会、暗線衛生委員会、看護部感染対策委員会Hなどで報告する。
- (2) 感染制御チームは、院内感染状況やその対策に関する情報を、院内メール、掲示、感染関連レポートの回覧を用いて職員に周知する。

5. 病院感染発生時対応に関する基本的事項

- (1) 感染制御チームは、感染症患者が発生した場合等は、医師又は看護師から電話、又は院内メールなどで報告を受ける。また、緊急を要する感染所の発生時は直ちに、感染担当副院长、病院長へ報告を行い、必要時はラウンド及び緊急会議を行う。
- (2) 感染制御チームは、速やかに発生状況を調査し、感染源・感染経路の追求、改善策

に立案・実施を行う。

- (3) 病院感染に関する改善策に実施結果は、感染対策委員会及び安全衛生委員会、感染制御チームを通じて病院職員に周知する。

6. マニュアルの閲覧、活用に関する基本的事項

- (1) 病院の感染対策に関する考え方を周知するために、本マニュアルを院内の全部署に配布する。
- (2) 必要時、及び部署内の学習会や新採用者の指導に活用する。

7. その他、病院感染対策の推進のために必要な基本的事項

- (1) 病院感染対策推進のため、詳細について「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図る。
- (2) マニュアルは、最新の科学的根拠に基づき隨時改訂を行い、2年ごとに見直しを行う。
- (3) 原案は感染制御チームを中心に作成し、感染対策委員会において審議、承認する。
- (4) 病院感染対策及び抗菌薬使用や感染症治療などに関する不明点・疑問点については、感染管理者や薬剤部へ電話又はメールにて相談が可能である。

作成 2007. 03. 31 J C H O 湯河原病院
改訂 2010. 09. 09 J C H O 湯河原病院
改訂 2014. 04. 11 J C H O 湯河原病院

院内感染対策委員会規定

(目的)

第1条 院内における微生物の感染を積極的に防止し、かつ院内衛生管理の万全を期する

(構成)

第2条 委員会は、院長の指名した各部署からの選出者で構成する

- ① 院長
 - ② 副院長
 - ③ 整形外科部長 1名
 - ④ 内科部長 1名
 - ⑤ 総看護師長
 - ⑥ 副総看護師長
 - ⑦ 看護師長 1名
 - ⑧ 薬剤部長
 - ⑨ 栄養部長
 - ⑩ 検査主任技師
 - ⑪ リハビリテーション技士長
 - ⑫ 総務企画係長
2. 委員会に委員長を置く。委員長は院長が指名した医師（副院長）とし、副委員長は委員長が指名したものとする
 3. 委員会は、議事運営について必要と認めるときは、委員以外の出席を求めてその意見を聞くことができる
 4. 構成メンバーは、年度4月1日～次年3月31日迄の任期とする

(会議及び審議事項)

第3条 委員会は病院の方針に基づき、感染に対しての認識を高め、院内感染を防止出来るよう年間目標を作成する

2. 定例会議を毎月第1金曜日 17:00～17:30 に開催する
各部署の委員は委員長の招集によって会議に出席する
臨時の委員会は、委員長が招集する
3. 審議事項は次の各号に掲げるとおりとする
 - ① 院内感染の現況、予防対策を講ずること
 - ② 感染症の取扱いに関すること
 - ③ 抗菌薬、消毒剤の使用基準などに関すること
 - ④ 院内感染防止のための職員教育、指導に関すること
 - ⑤ 院内感染防止のための情報の収集と必要部門への伝達
 - ⑥ その他の院内感染に関すること

(感染制御チームの設置)

第4条 院内感染対策委員会の一部の医師、看護師、薬剤師、検査技師などの構成からなる、感染制御チームを設置する。
規定は別に定める

(議事録及び報告)

第5条 会議開催後は議事録を作成し、院長に報告する

(事務局)

第6条 議事録の作成およびその他の会務を処理するため、事務局を総務課に置く

- (附則) 1. この規定は平成3年4月1日から施行する
2. この規定は平成17年4月1日より改訂する
3. この規定は平成24年4月1日より改訂する
4. この規定は平成29年4月1日より改訂する

作成 2007.03.31 院内感染対策委員会
改正 2010.09.09 院内感染対策委員会
改正 2012.03.31 院内感染対策委員会
改正 2014.04.01 院内感染対策委員会
改正 2017.04.01 院内感染対策委員会

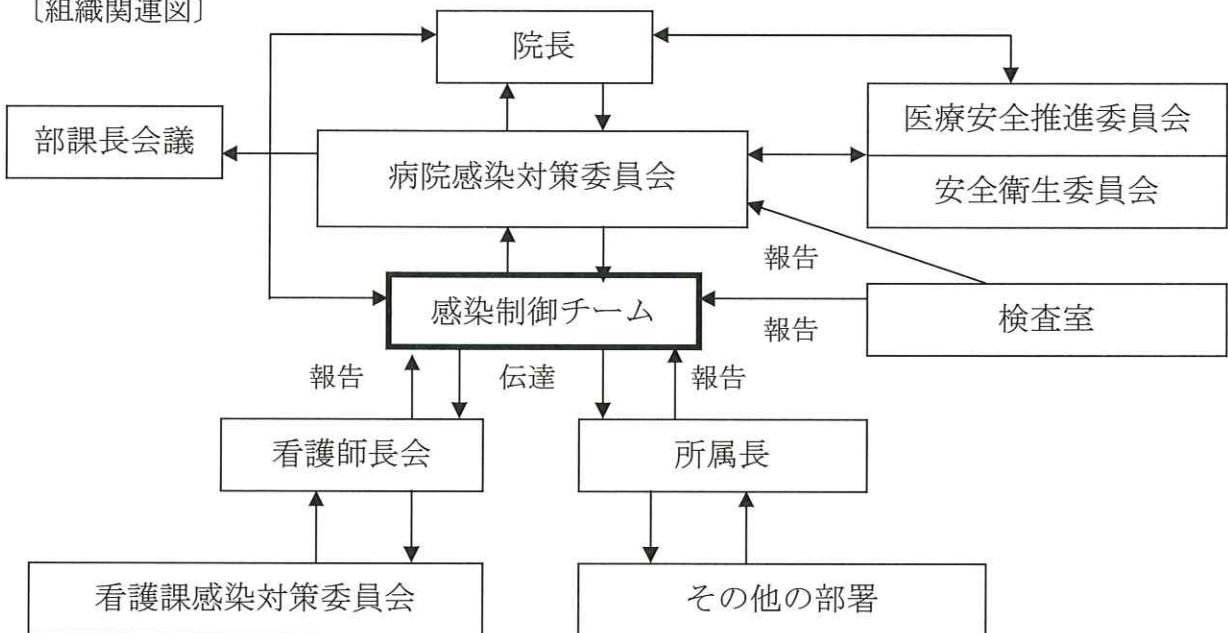
感染制御チーム規定

1. 感染制御チームの役割

- 1) 少人数の実働性の高い専門家チームとして迅速的的確な情報伝達と決断を行う。
- 2) 院内感染発生時に迅速な対応を行う。
- 3) 院内感染発生を予測して対策を立案実施する。

2. 感染制御チームの位置づけと構成メンバー

[組織関連図]



《構成メンバー》

- インフェクションコントロールドクター
整形外科医師、内科医師など（感染制御チーム責任者）
- 感染管理看護師
感染管理担当看護師、看護師長
- その他
臨床検査技師、薬剤師、事務職員 ※栄養士は必要時参加する

3. 感染制御チームの権限

院内における感染対策を協力かつ円満に実行していく上で即座に活動できるチームとして、一定の権限を持つ。

- 1) セクションの壁を取り除き、院内を横断的に動き、必要な指示・指導が出来る。
- 2) 感染対策において必要な場合は、倫理的配慮に基づきカルテなどを閲覧でき、情報収集できる。
- 3) 感染管理上の問題発生時にはインフェクションコントロールドクターにより召集される。
- 4) 感染対策上の指導・指摘を行った部署に対して、改善事項について書面での提出を求めることができる。
- 5) 感染制御チームの活動及び会議にメンバー以外の者を出席させ、必要な事項について説明を求め、又は意見を聴取することができる。

4. 各メンバー独自の役割・権限及び業務

○ インフェクションコントロールドクター

(役割と権限)

① 感染対策、感染制御の責任者である。

② 感染症の治療や抗菌薬の適正使用について主治医への指導を行うことができる
(具体的業務)

① 感染症の治療、抗菌薬の適正使用の指導と評価

② 感染症の治療と抗菌薬使用についてのコンサルテーション

③ 医師への教育実施

○ 感染管理看護師

(役割と権限)

① 病院内の各部門における感染症発生を監視し、感染対策活動などを客観的に調査・把握し各部門の連絡や調整にあたる。

② 病棟・外来ごとに配慮した看護部感染対策委員を指導し、看護部感染対策委員が実施した対策などを再確認し指導する。

(具体的業務)

① 院内感染発生のサーベランス(尿道留置カテーテル関連尿路感染・手術部位感染)

② 感染防止教育プログラムの立案・実施・評価

③ 感染問題全般に関するコンサルテーション

④ 職業感染防止策の実施

⑤ ファシリティマネジメント

⑥ 感染防止技術の評価

⑦ 感染制御チームカンファレンス（ラウンド）の記録の作成・管理

○ 臨床検査技師

・院内において分離された起炎菌検索・薬剤感受性結果、耐性菌の出現を把握し、感染制御チームへ情報伝達を行う。

・注意すべき微生物、検体の取り扱いなどに関する情報を感染制御チームへ伝達し、必要時職員教育を実施する。

○ 薬剤師

・抗菌薬と消毒薬の使用状況と適正使用の管理、及び状況について感染制御チームへ情報提供を行う。

○ 栄養士

・食中毒に関連した衛生管理方法について感染制御チームへ情報提供を行う。

○ 事務員

・感染制御チーム開催時メンバーの連絡、会議質の確保、資料準備を行う。

・感染対策に関わる器材や物品の手配や準備を行う。

・掲示物の準備・管理を行う

・職員健康管理データー入力・管理

5. 具体的活動

1) 感染発生時の緊急的な活動

緊急に会議を開催し、対応を検討・実行する。

(感染発生原因の調査、感染リスクの判断と感染拡大監視、適切な感染対策の実施、再発防止策の周知)

2) 院内感染発生を予測した定期的な活動

① 血液培養陽性者、薬剤耐性菌検出患者について、週1回院内ラウンド（カンファレンス）を行い、抗菌薬の適正使用の確認・指導、感染対策の遵守状況の確認・指導

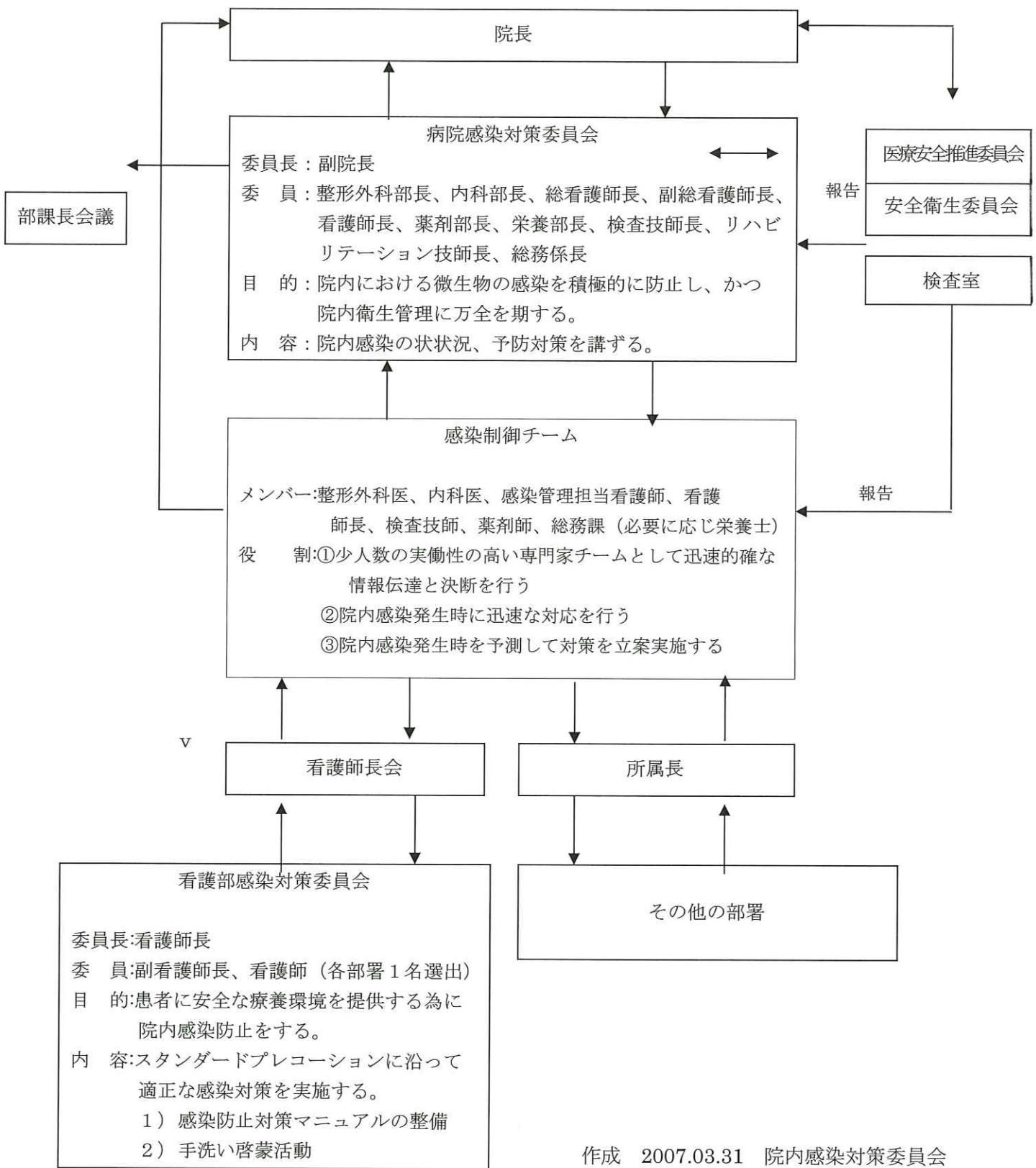
を行う。

ラウンド（カンファレンス）までに、ターゲット患者をピックアップし、基礎情報を収集して患者リストを作成し、カンファレンス内容、指導事項を記録し管理する。

- ・ 病棟における感染症発生の確認、感染源や感染経路の把握
 - ・ 病院環境の汚染状況、感染に関する環境問題の把握
 - ・ 院内における感染対策・予防状況の評価と指導
- ② 感染マニュアルの作成・改訂
- ③ 感染防止に関する職員教育
- ④ 病院感染に関するコンサルテーション業務

作成 2007.03.31 院内感染対策委員会
改正 2010.09.09 院内感染対策委員会
改正 2012.03.31 院内感染対策委員会
改正 2014.04.01 院内感染対策委員会
改正 2017.09.30 院内感染対策委員会
改正 2018.04.30 院内感染対策委員会

院内感染防止対策に関する各委員会の位置づけ



作成 2007.03.31 院内感染対策委員会
 改正 2010.09.09 院内感染対策委員会
 改正 2012.03.31 院内感染対策委員会
 改正 2014.04.01 院内感染対策委員会
 改正 2017.04.01 院内感染対策委員会